平成２３年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目12番21号
債務者　永井　隆彦
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番２―101号
債務者　中村　勝元
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目45番13号
債務者　島田由美子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市城山町３番32―311号
債務者　山田　一幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
長野県安曇野市堀金烏川5064番地１
債務者　小穴　近子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３８号
長野県松本市大字笹賀5919番地10　メゾネット二子101
債務者　二木　孝二
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２４５号
長野県松本市大字笹賀5873番地５　二子ハイツＡ103、前住所長野県松本市安曇4206番２号地
債務者　上村　勢治
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５４１号
京都市東山区泉涌寺東林町21番地　泉山荘
債務者　河合　利香
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３６号
京都市山科区椥辻西浦町41番地の85　山科椥辻団地Ａ516号
債務者　東　　徳幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３７号
京都市山科区椥辻西浦町41番地の85　山科椥辻団地Ａ516号
債務者　東　　昌子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４１号
京都市伏見区深草向川原町44番地49
債務者　久保さとみ
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０５号
京都市右京区西京極浜ノ本町64番地　ハイラーク西京極608号
債務者　荒木　利佳（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６８号
京都市中京区猪熊通蛸薬師下る下瓦町588番地
債務者　皿方　節子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８５号
京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町784番地　デリート河原町705
債務者　久保田茂夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
奈良市中山町西４丁目428番地の３
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１５号
奈良市川之上突抜町11番地
債務者　西野　友晴
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５０号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南１丁目10番６号
債務者　鍵本　信幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
奈良地方裁判所